

周南市報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例制定について

周南市報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年6月6日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例

周南市報酬及び費用弁償支給条例（平成15年周南市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

投票所の投票管理者	1日につき	12,800円以内
期日前投票所の投票管理者	1日につき	11,300円以内
選挙長、開票管理者	1回につき	10,800円以内
投票所の投票立会人	1日につき	10,900円以内
期日前投票所の投票立会人	1日につき	9,600円以内
指定病院等における不在者投票の外部立会人	1日につき	10,900円以内
選挙立会人、開票立会人	1回につき	8,900円以内

」

を

「

投票所の投票管理者	1日につき	14,500円以内
期日前投票所の投票管理者	1日につき	12,800円以内
選挙長、開票管理者	1回につき	12,200円以内

投票所の投票立会人	1 日につき	12,400 円以内
期日前投票所の投票立会人	1 日につき	10,900 円以内
指定病院等における不在者投票の外部立 会人	1 日につき	12,400 円以内
選挙立会人、開票立会人	1 回につき	10,100 円以内

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の周南市報酬及び費用弁償支給条例の規定は、令和7年6月4日以後その期日を公示され又は告示される選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第95条の規定による投票について適用し、令和7年6月3日までにその期日を公示され又は告示された選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第95条の規定による投票については、なお従前の例による。

(参 考)

周南市報酬及び費用弁償支給条例新旧対照表

現 行			改 正 案		
別表（第２条関係）			別表（第２条関係）		
職 名	区 分	支 給 額	職 名	区 分	支 給 額
投票所の投票管理者	１日につき	<u>12,800円以内</u>	投票所の投票管理者	１日につき	<u>14,500円以内</u>
期日前投票所の投票管理者	１日につき	<u>11,300円以内</u>	期日前投票所の投票管理者	１日につき	<u>12,800円以内</u>
選挙長、開票管理者	１回につき	<u>10,800円以内</u>	選挙長、開票管理者	１回につき	<u>12,200円以内</u>
投票所の投票立会人	１日につき	<u>10,900円以内</u>	投票所の投票立会人	１日につき	<u>12,400円以内</u>
期日前投票所の投票立会人	１日につき	<u>9,600円以内</u>	期日前投票所の投票立会人	１日につき	<u>10,900円以内</u>
指定病院等における不在者 投票の外部立会人	１日につき	<u>10,900円以内</u>	指定病院等における不在者 投票の外部立会人	１日につき	<u>12,400円以内</u>
選挙立会人、開票立会人	１回につき	<u>8,900円以内</u>	選挙立会人、開票立会人	１回につき	<u>10,100円以内</u>
(略)			(略)		